

職員の懲戒処分について

本日付で、次のとおり懲戒処分を行いましたので、お知らせします。

1 事案の概要

当該職員は、部下職員複数名に対して、大声や強い口調での発言、威圧的な言動など、パワー・ハラスメントに該当する行為を、令和6年度末頃から複数回行いました。

なお、当該職員は、令和6年8月に、過去の所属で起こしたパワー・ハラスメントにより市長文書訓戒を受けています。

2 被処分者及び処分内容

地方公務員法第29条第1項第1号、第2号及び第3号の規定により、次のとおり、処分を行いました。

所属	職名	年齢	処分内容
財政局	事務職員	50代	減給10分の1 1箇月

※本処分については、令和8年4月3日付横浜市報に登載予定です。

(参考：地方公務員法第29条第1項第1号、第2号及び第3号)

職員が次の各号の一に該当する場合には、これに対し懲戒処分として戒告、減給、停職又は免職の処分をすることができる。

- この法律若しくは第五十七条に規定する特例を定めた法律又はこれに基く条例、地方公共団体の規則若しくは地方公共団体の機関の定める規程に違反した場合
- 職務上の義務に違反し、又は職務を怠った場合
- 全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあつた場合

3 管理監督者処分

次の1名を管理監督者処分としました。

- 局長級1名 市長文書訓戒

4 総括コンプライアンス責任者（伊地知副市長）コメント

幹部職員によるパワー・ハラスメントが確認され、懲戒処分を行ったことについて、重く受け止めております。被害を受けた職員に対し深くお詫び申し上げるとともに、安心して働ける職場環境を守れなかったことについて責任を感じております。

今回の事案を重く受け止め、再発防止のため職場環境の改善とハラスメント防止の取組を一層徹底してまいります。

お問合せ先	
総務局人事課	Tel 045-671-4005